答 弁 第 五 一 号平成十六年十一月三日受領

内閣衆質一六一第五一号

平成十六年十一月三十日

内閣総理大臣 小 泉 純 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員岩國哲人君提出島根県警本部の交通事故死亡の処置に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付す

る。

衆議院議員岩國哲人君提出島根県警本部の交通事故死亡の処置に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの事件については、 島根県警察及び松江地方検察庁において、所要の捜査を尽くしたものと承知

している。また、御指摘の事項については、 個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事

柄であるので、答弁を差し控えたい。

五について

警察庁においては、 重大特異な交通事故事件について、 都道府県警察から報告を受けているところであ

る。 今後とも、適正な捜査を推進するよう都道府県警察を指導してまいりたい。